

公告

下記森林について、森林経営管理法第 4 条第 1 項の規定により経営管理権集積計画を定めたため、同法第 7 条第 1 項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和 5 年 9 月 29 日

紀美野町長 小 川 裕 康



記

1 経営管理権集積計画の対象森林

整理 番号	所在・地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	経営管理権の存続期間	備考
集 23	紀美野町大字花野 原字鍋谷 243-17	6	ヌ リ	10, 11, 12 11	山林	1. 61	2023. 10. 1～2028. 9. 30 (5 年間)	
集 24	紀美野町大字北野 字北山 540-144	11	チ	1	山林	1. 43	2023. 10. 1～2028. 9. 30 (5 年間)	

2 縦覧場所

紀美野町役場 産業課
紀美野町のホームページ

3 本公告により、紀美野町に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。